

令和4年3月10日
健康部健康推進課

HPV ワクチンの積極的勧奨の再開とキャッチアップ接種について

1 HPV ワクチンの積極的勧奨の再開

標記ワクチンは平成25年4月に定期接種となったが、国の勧告により同年6月から積極的な勧奨を差し控えていた(平成25年通知)。今般、令和3年11月26日付で「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」が国から発出され、同通知により平成25年通知が廃止されたため、積極的勧奨を再開する。

本区においては、令和3年5月に定期接種対象者等に対する「情報提供」として、予診票の個別送付を実施しており、現在は区ホームページにて積極的勧奨再開について周知している。

2 キャッチアップ接種

HPV ワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種する「キャッチアップ接種」を実施する。

(1) 対象者

積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象者であった
平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子
(平成9年度生まれから平成17年度生まれまで)

(2) 実施期間

令和4年4月から令和7年3月までの3年間

(3) 周知方法

システム改修後、キャッチアップ接種の準備が整い次第、対象者あて個別に通知する。